

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社柚子屋本店に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社柚子屋本店に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社柚子屋本店に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社柚子屋本店（「柚子屋本店」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業

主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、柚子屋本店の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、柚子屋本店がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である柚子屋本店から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年9月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社柚子屋本店（以下、柚子屋本店）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、柚子屋本店の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社柚子屋本店
借入金額	350,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年(コミットメントライン 更新オプション 3 回)
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	山口県萩市大字椿東字奈古屋 1189
創業・設立	1978 年 1 月 5 日
資本金	58,000,000 円
従業員数	31 名 (2024 年 8 月現在)
事業内容	調味料製造業
主要取引先	(有)美健コーポレーション、(株)グローバルコード、協和硝子(株)、(株)スペック、中央硝子(株)、(株)衛藤、wismettac フーズ(株)、JFC ジャパン(株)、東京共同貿易(株)、国分グループ本社(株)、(株)ローヤルオブジャパン、(株)バイトレード、石光商事(株)

【業務内容】

- 当社は、1978年に先代金 優氏が空き瓶回収業として個人創業し、2001年に株式会社柚子屋本店として法人を設立、現在に至る。産地の素材を生かした自然の味づくりを心掛けており、原料は柚子・夏みかん・橙等、主に韓国で栽培された柑橘類や地元である山口県で栽培されている柑橘類が中心となっている。販売先はアジア、ヨーロッパ、アメリカなど多岐に渡り、その地域の日本食レストランや、スーパーマーケットに対して様々な商品を展開している。



添付① 味ぽん酢(橙)



添付② 味ぽん酢(ゆずきち)



添付③ 味ぽん酢(ゆず)



添付④ 柑橘習慣(ゆず)



添付⑤ 柑橘果汁(ゆずきち)



添付⑥ 柑橘果汁(ゆず)



添付⑦ 赤おろし



添付⑧ 柚子マーメイド



添付⑨ ゆず茶スティック

以下添付資料は全て当社より提供

- 事業の特徴

- 【柑橘加工事業】

高品質な製品作りのため、柑橘の加工は熟練のスタッフが一玉ずつ手作業を介して行っている。製品価値を高めるため、果実の部位を余すことなく、高品質のプレミアム果汁を用いて業務用製品から家庭用製品まで豊富なアイテムを展開している。食の安心・安全を考え、化学調味料・食品添加物や増量として使われる副原料も一切使用していない。また少量生産方式を採用しており、柑橘の加工から製造・販売までを一貫して行っている。



添付⑩ 工場内加工風景

- 【農園事業】

山口県萩市の自然豊かな山間部にある自社農園(YUZUYA FARM)で、約 2,500本の柚子の木を大切に育てている。柚子のほかに、夏みかん等の柑橘類や青唐辛子などを栽培している。



添付⑪ 当社農園

- 【飲食店事業】

韓国の伝統的な屋台スタイルである「ポジャンマチャ」をイメージした本格韓国料理を提供している。当社は全世界に対して商品を展開していることから、常により良い商品を届けていくことを経営の根幹としている。そこで、当社商品を実際に現場で料理に使用し、それを消費者に提供することで、商品のフィードバックを受けることを目的として、飲食店事業を開始した。



添付⑫ 飲食店店舗

【製塩事業】

日本海に突き出た日本一小さな火山である笠山のふもとにある「虎ヶ崎」で汲み上げた海水を原料に、塩を製造し販売している。当社の各種塩商品を製造する場所に位置する虎ヶ崎には約25,000本の樺が自生する10ヘクタールの樺群生林があり、ここで育まれた栄養塩分が含まれている。



添付⑬ 萩の塩



添付⑭ ゆず塩

● 業務フロー（生産工程）概略



こだわり **02** | 洗浄

検品した原料柑橘は丁寧に洗浄を行います。
その際、洗剤等は使用せず、表面の汚れや異物などを人の目で確認しながら除去します。当工場は、国際的な食品安全規格の「FSSC22000」を取得しています。



こだわり **04** | 加熱殺菌

安心安全を追求した独自の加熱殺菌処理を施すことで、高品質な原料のもつ果実のデリケートな風味や香りを維持し、製品の安全性を徹底的に保証しています。またこの工程により常温で流通保存ができるという大きな強みもあります。



こだわり **01** | 原料

YUZUYA FARM（自社農園）と信頼のおける地元契約農家様で収穫した、安心安全な柑橘原料を使用しています。農薬検査表と残留農薬チェックを徹底し、品質と安全性を確保しています。また、農地を足で回り、国内外での栽培現場を実際に視察しています。



こだわり **03** | 搾汁

創業当時より改良を重ね洗練された搾汁方法で、柑橘果実のえぐみや苦みを極力抑えました。柑橘果実本来の豊かな風味と味わいを引き出した製品づくりを行っています。



こだわり **05** | 検品

私たちは食品安全マネジメントシステムに基づき、厳密な検品作業を徹底しています。リスク分析と品質検査により安全性を確保し、プロセスコントロールと監視によって品質を維持しています。

【事業拠点】

拠点名	住所
本社・工場	山口県萩市大字椿東字奈古屋 1189
柑橘工房直売店	山口県萩市大字椿東字奈古屋 1189
サランポチャ (飲食店)	山口県萩市大字東田町 18
YUZUYA USA INC. (米国シカゴ現地法人)	415E Golf Rd Ste 103,Arlington Heights,IL 60005 USA
YUZUYA FARM	山口県萩市紫福大澤田 12178 山口県萩市紫福大葉山 11475



添付⑯ 本社・工場

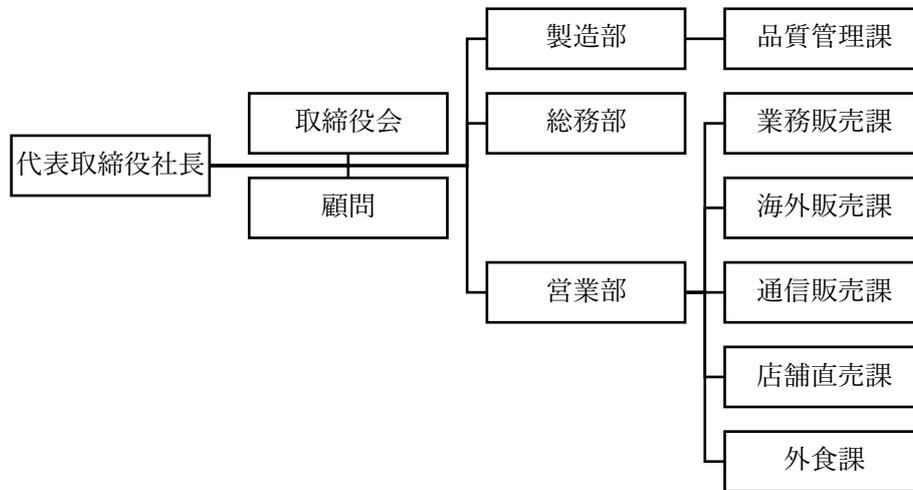


添付⑰ 柑橘工房直売店



添付⑱ 米国シカゴ現地法人

【組織図】



添付⑨ 組織図

【沿革】

1978年1月	個人事業の「金城商店」として創業（創業者：金 優）
1981年2月	法人化し「金城商店有限会社」に変更
1992年9月	株式会社化し「金城商店株式会社」に組織変更
1992年12月	「株式会社カネシロ」に社名変更
1997年5月	山口県初の地ビールとなる「萩ビール村塾」の生産・販売開始
2001年12月	「株式会社柚子屋本店」に社名変更
2002年8月	萩市笠山の麓に本社社屋竣工
2008年5月	代表取締役金史一が就任
2009年3月	地ビール事業を終了
2009年4月	海外輸出販売開始
2010年6月	山口地方裁判所に民事再生法の適用を申請。設備投資が先行して借入れ過多の状態が続いていたためとされる。会社は通常通り営業。
2011年1月	再生計画が全会一致で可決認可決定。支援企業に頼らない自力再生を選択。
2014年10月	再生手続の終結決定 ISO22000（FSMS 606242）食品安全マネジメントシステム認証取得
2017年9月	FSSC22000（FSSC 673028）食品安全マネジメントシステム認証取得
2018年12月	海外販売仕向け国が累計 40ヶ国達成 HALAL(E-0111) ハラル認証取得
2020年10月	YUZUYA FARM 株式会社（100%子会社）設立
2022年4月	YUZUYA USA INC.（100%子会社）米国シカゴ現地法人設立
2023年4月	韓国料理店「サランポチャ」開業
2023年12月	海外販売仕向け国が累計 45ヶ国達成
2024年5月	プロの部において、マーマレードアワード銅賞を受賞

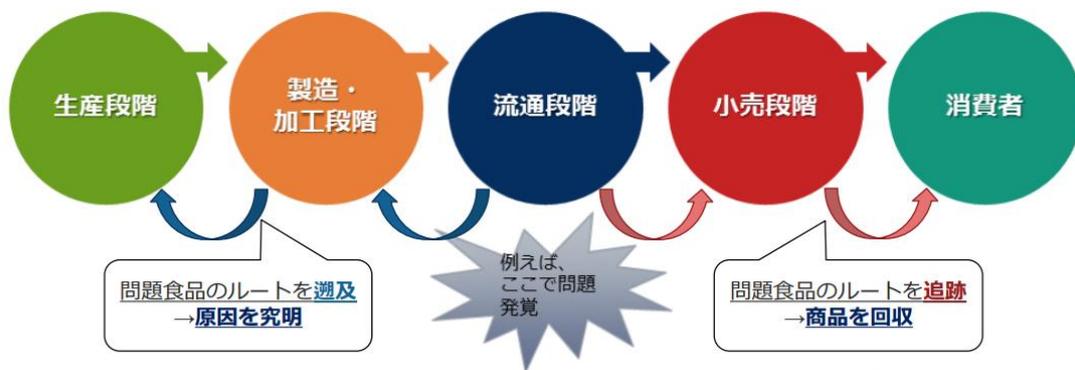


添付⑳ マーマレードアワード銅賞表彰状

2.2 業界動向

■ 食品トレーサビリティを巡る状況

- 食品のトレーサビリティは、「食品の移動を把握できること」であり、生産・加工・流通等の各段階で食品を取り扱った時の記録を作成・保存することにより、食品事故等があった際に、食品の移動ルート特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組みである。
- 我が国では、食品トレーサビリティは、「食料・農業・農村基本計画」において普及啓発を実施することとされており、法律面では牛トレーサビリティ法・米トレーサビリティ法が制定されている。また、食品衛生法においては、食品全般の仕入元及び出荷・販売先等に係る記録の作成・保存が食品事業者の努力義務として規定されている。



添付②：農林水産省「食品トレーサビリティについて」

- 農林水産省の「生産者及び流通加工業者の食品トレーサビリティに関する意識・意向調査」によると、食品流通加工業（製造業、卸売業、小売業及び外食産業）における「入荷の記録」の保存の取組率は 90%弱、「出荷の記録」の保存の取組率は 80%弱となっている。そして、「入荷した食品の特定のロット」と「出荷した食の特定のロット」を対応付ける記録を保存する内部トレーサビリティの取組率は 5割強（製造業・卸売業は 7割程度）となっている。

（内部トレーサビリティの取組状況）

区 分	回答者数	全ての「入出荷を対応付ける記録」を保存している	一部のみ「入出荷を対応付ける記録」を保存している	「入出荷を対応付ける記録」を保存していない
		%	%	%
流通加工業者計	事業所 2,743	34.8	19.6	45.6
食品製造業	261	49.4	20.7	29.9
食品卸売業	275	46.5	25.1	28.4
食品小売業	1,060	36.0	21.7	42.3
外食産業	1,147	27.6	16.0	56.4

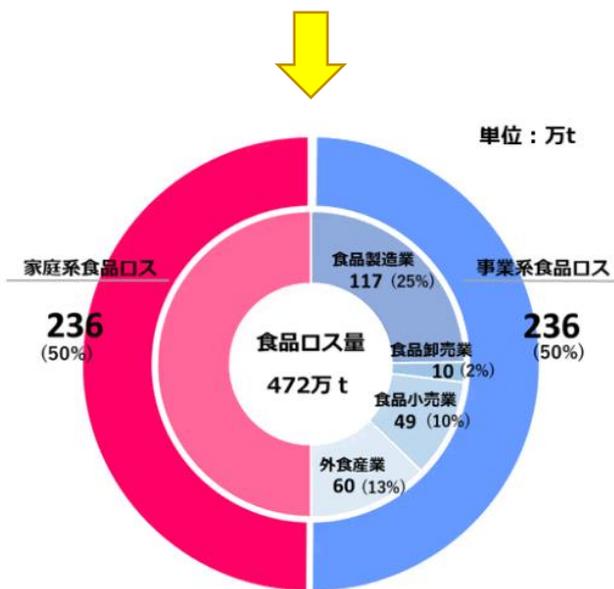
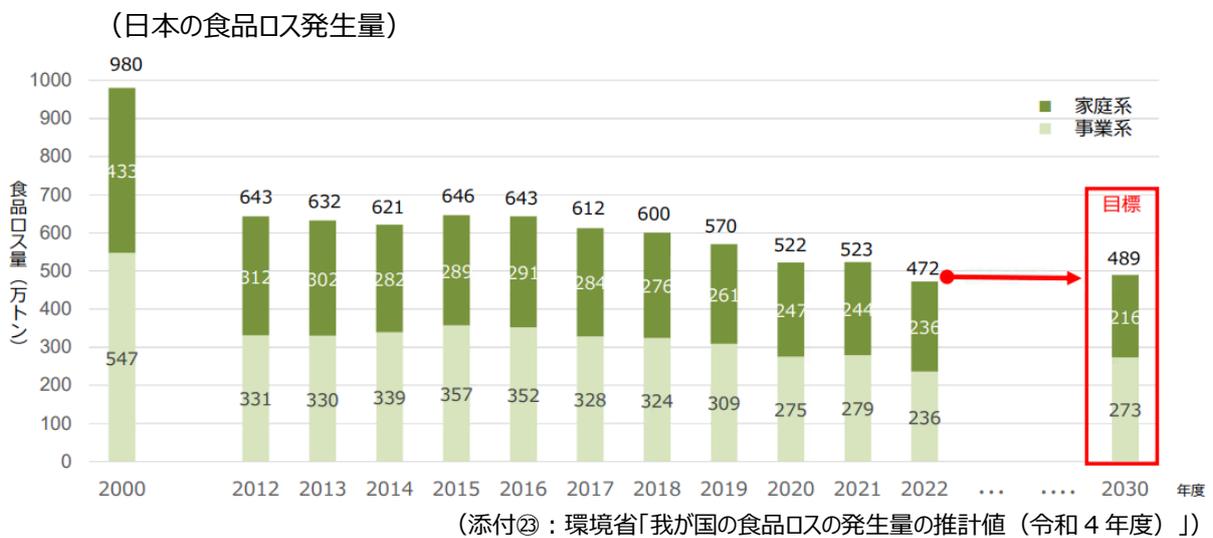
添付②：農林水産省「令和 4 年度 生産者及び流通加工業者の食品トレーサビリティに関する意識・意向調査結果」

を基に商工中金経済研究所にて一部加工

- 内部トレーサビリティについて、一部しか記録を保存していない、あるいは記録を保存していない理由としては、取扱数量が少ないことなど必要性を感じないことが主たる理由となっているが、一定数は人手不足を理由として挙げている。また、取組の有無に関わらず、多くの事業者が作業負担の増加が負担であると回答している。

■ 食品ロスを巡る状況

- 国連食糧農業機関によると、世界で廃棄される食料は一年間に生産された食料の約 1/3 にのぼり、それにより排出された CO2 排出量は、世界中で排出された CO2 排出量全体の約 8%にあたる。
- 日本政府は、SDGs 目標を踏まえ、2019 年 7 月食品リサイクル基本方針において、食品関連事業者及び家庭から排出される食品ロスを 2000 年対比で半減する目標が設定している。そして、2019 年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるとともに、2020 年 3 月には行政・事業者・消費者等の取り組みの指針として「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定され、官民一体となった取り組みが推進されている。その結果、事業系・家庭系ともに、食品ロスの発生量は減少基調にある。



(事業者等に求められる役割と行動)

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例)

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・外食での小盛りメニュー等の導入。
- ・持ち帰りへの対応。

〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕

〔小盛りメニュー等の導入〕

(添付②：環境省「食品ロス削減関係参考資料」)

2.3 企業理念、経営理念等

社是

明朗・愛和・喜働

やってみな分らん。やった事しか残らん。

企業理念

全社員が食品の安全と安心を第一に考えます。

『品質訴求』を信条に、世界中の全てのお客様に安全と安心をご提供する
ハイクオリティーフーズを目指します。

経営理念

食を通じ地域の発展と社会への貢献に努めます。

添付② 社是・経営理念等

食品安全方針

- 私達は、地域農業者との共存共栄を目指し、安全・安心・健康・おいしさを追求した食を通じて地域に貢献をしていきます。

- 私達は、「安全・安心・健康・おいしい」製品を世界に向け、発信・提供することが、企業発展の課題であると認識し、全従業員参加により食品安全の確保と維持に努め、高品質かつ安全な製品を提供することで、高い信頼を得ていきます。

- 私達は、常にお客様の視点に立ち原材料・製品工程・流通の各段階で衛生管理の向上とトレーサビリティの確保を図るため、内部及び、お客様、供給先、規制当局関係者等及び業務に携わる全ての取引先さまとのコミュニケーションを充実させます。

- 私達は、食品安全マネジメントシステムを適宜検証し、分析・評価・見直しを行い継続的に改善します。

- 私達は、食品安全方針をすべての従業員に周知させるとともに、食品安全目標を設定し、随時見直しを行います。

添付⑥ 食品安全方針

2.4 事業活動

柚子屋本店は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

■ 食品廃棄物の抑制並びに食品廃棄物再利用への貢献

- 排出される産業廃棄物の大半は、製造過程で発生する柑橘類の搾りかす等の食品関連廃棄物である。当社では2024年8月時点で約50種類の柑橘関連商品の展開を行っており、その製造は全て本社工場で担っている。2023年度の実績では当社全体の食品廃棄物排出量は約95tとなっており、その約90%を柑橘類の搾りかすが占めている。当社はその柑橘類の搾りかすを廃棄物処理業者と連携して、99%以上を島根県に属する養豚場への家畜飼料として提供し、再利用を行っている。また、残りの10%に当たる食品廃棄物については、ポン酢などの製造工程において原料として使用する昆布を自社にて再商品化する取り組みを行っている。今後は更なる食品廃棄物低減のため、柚子スライスなどを用いた新商品開発を行っていく方針である。これら取り組みにより環境負荷低減に貢献していることを確認している。



添付㉗ 再商品化した昆布製品

■ 電気使用量低減と温室効果ガスの排出量削減への取り組み

- 2023年に、本社工場屋根に太陽光発電パネルを設置した。繁忙期や夏場は電力消費が多くなる傾向にある当社では、太陽光発電システムの設置により、年間必要総電力量の約9%程度を賄っている。また2024年度竣工予定である新工場においても太陽光発電システムを追加設置するよう検討を行っており、今後も自社発電を継続し、温室効果ガスを削減していく方針である。



添付㉘ 本社工場屋根に設置されている太陽光パネル

- 売上拡大に伴う保管場所の確保として、本社工場の柑橘類を冷凍・冷蔵保管する冷凍コンテナは別の会社で海上輸送コンテナとして以前使用されていたものを改装する方針であり、資源の再利用という観点で環境負荷低減に貢献する。
 - 本社使用電力量並びに工場使用電力量については日本テクノ(株)が提供しているデマンド閲覧サービスを活用し、見える化を行っている。このサービスは導入した企業の全従業員がインターネット上で事業場の電力使用状況を閲覧分析できるサービスである。当社では、会社で定めた期間において一定以上の電力使用量が計測された際にはアラームが鳴る設定をしており、社長を含め、全従業員が徹底した節電意識を持っている。今後業績が拡大することで冷凍・冷蔵設備の追加導入が予定されており、電力使用量が増加していくことが予想されるが、本取り組みを継続して行い、無駄な電力使用を削減し対応していく方針である。
- **排水の適切な処理**
- 調味料を製造している本社工場は水質汚濁防止法上の特定施設に該当することから、法律・条令に従って適切に排水処理を行っている。具体的には柑橘類などの原料を洗浄する製造工程において水を利用しているが、利用後の排水について、本社工場では位置する萩市の決まりに従い、行政が定めた排水量や物質等の濃度に関する排水基準を遵守して排水している。直営店や飲食店舗では自社で保有する浄化槽によって浄化を行った後に行政が定めた排水量や物質等の濃度に関する排水基準を遵守して排水している。そして、外部業者が月 1 回測定して問題がないことを確認している。

■ 各種認証取得や継続による食の安全・安心への取り組み

- 製造する製品の安全性を確保するため、食品安全方針を定めて、各部署からのメンバー選出による食品安全チームを設置し、2014年にISO22000に基づく食品安全マネジメントシステムの認証を取得すると共に、品質管理や品質保証の徹底を行っている。また、当社のグローバル化戦略の中で、世界中(アジア圏を中心としたイスラム教諸国を含む)の全ての顧客に安全と安心を届けていくことを目的として2017年にFSSC22000認証※並びに2018年にハラール認証※を取得した。また今後、更に販売範囲を拡大していくにあたり、KPIとしてユダヤ教の旧約聖書に基づいた食事規定に即したコーシャ認証を2028年までに取得する予定である。



添付㊹ FSSC22000 認証

※FSSC22000 認証

Food Safety System Certification 22000 の略であり、FSSC22000 財団によって開発された食品安全のためのシステム規格を指す。消費者に安全な食品を提供するための「食品安全マネジメントシステムの確立」を目的としており、その実現に向けてあらゆる要求事項が定められている。



添付㊺ ハラール認証

※ハラール認証

認証取得を目指す製品ごとにイスラム法に従い製造され、イスラム教徒が摂取禁止である豚やアルコールなどの成分が一切含まれていないことだけでなく、その製品が製造環境・品質・プロセスが認証取得を目指す製品ごとに基準を満たしているかを保証する認証である。

- 品質管理面では、原料である柑橘類に関しては徹底した農薬検査表と残留農薬チェックが行われているものを仕入れ、加工面では衛生教育などの従業員教育のほか、製造方法や温度管理、衛生的な取り扱いなどについて工場内を巡回して確認する工程管理、商品検査などの各種検査を実施している。月に一度、食品安全チームによる食品安全チーム会議を実施しており、工場長や各部署部長から現状の課題や取り組み状況、申し出への対応などを報告している。申し出対応状況については FSSC22000 認証に基づき、いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・どのように行ったかについて報告を受け、原因と解決策を明確にし、再発防止に繋げている。食品安全チームでは、本社工場における細菌検査やアレルギー検査、衛生点検・指導を行っており、当社の食品安全システムの要になっている。この取り組みにより過去 10 年間、厚生労働省の定める「食品等のリコール情報の報告制度」におけるクラス分類の内、クラス 1(喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い)に該当する食品事故は発生していない。

■ 安全・安心な労働環境の整備

- 2024 年 8 月現在の従業員は 37 名(うち女性は 14 名)であり、その中でパート 6 名、65 歳以上の高齢者は 2 名、外国人労働者は 1 名となっている。女性従業員比率は 51%で、高齢者従業員比率は 5%となっている。65 歳以上で希望する従業員は全て再雇用することとしており、70 歳まで勤続可能である。近年は、人手不足に対応するべく、知識や経験に頼らない経営として、作業工程のマニュアル化や積極的な機械投資により省力化を図っている。また、業務上必要な資格取得、研修や講習の受講に係る費用は全て会社負担としており、従業員の教育、技能の取得にも積極的に取り組んでいる。
- 従業員の健康管理については、年に 1 度の従業員を対象とした定期健康診断(受診率 100%)を実施しており、希望者については外部のメンタルヘルス窓口を設置している。また全工場内のレイアウトについては HACCP の基準に沿って配置されており、労働安全に関する注意事項の掲示などは適切に行われている。安全面に関しても、5S に基づいた管理や月に一度安全衛生委員会を通じた環境改善や注意管理を継続的に実施しており、再発防止策や作業場の危険性について朝礼や会議などでの呼びかけを徹底している。これにより全従業員の安全に対する意識が向上し、重大な労災事案の発生は過去 5 年間 1 件に留まっている。
- 当社は健康経営宣言書に沿って従業員の健康プランを作成し公表するなどして従業員の働きやすい職場作りを目指している。通常、食品関連製造業ではシフト制かつ、時間外労働など勤務時間が長期化する傾向にあるが、当社では他社に先んじて業務効率化や時間外労働の削減に取り組んでいることから、2023 年の月平均時間外労働時間はほぼ 0 時間となっており、総じて全ての従業員が所定労働時間内で業務を完了させている。有給取得について所定有給休暇以外に、年に 1 日リフレッシュ休暇を付与しており、その取得率は 100%となっている。また住宅手当や扶養手当のほか、2 年以上勤続した従業員に対しては退職金制度を設置している。ハラスメント防止措置に関しては、防止規定を定めていると同時に、有職位者向けにハラスメント防止の啓発研修を定期的に行っている。また社内に窓口を設置する等、安全・安心に働くことのできる職場環境を整備している。

■ 従業員給与のベースアップ

- 当社では独自の人事評価シートを用いて人事評価を敷いており、本人記入項目への記載の後、半期に一度上司と面談を行い、評価が決定される。当社の給与水準は山口県内でも高く、過去5年間毎期給与のベースを1%程度上昇させており、今後も継続的なベースアップを目指していく方針である。

■ ダイバーシティ推進による雇用機会の拡充

- 採用は雇用形態に関わらない公平な処遇の確保を目指して、パート社員に対しても正社員と同等の慶弔手当や、休職制度などを整備し、正社員との均等・均衡待遇を実現している。また、人事考課に基づくパート社員から正社員への登用も行っている。
- 2024年度、柑橘類加工製品の更なる製造拡大に向けて、新加工場が竣工予定であり、そこで従事する従業員について地元中心に3名増員予定である。地元ハローワーク・自社ホームページに加え、各種求人媒体も活用しつつ、積極的に採用活動を実施していることから、地域の雇用への貢献が見込まれる。
- 2024年8月時点で全社員のうち、51%が女性社員である。これからも女性総合職採用を継続し、多様な業務を経験してもらう方針である。女性社員について、能力向上のためのOJT、OFF-JT両方の教育機会を拡充し、能力獲得次第、適宜に職員への積極的な登用を行っていく方針である。育児休職制度の対象者には男女問わず全員に個別に制度説明を行い、積極的な利用促進に努めている。この取り組みにより2023年度の育児休職取得率は100%となっている。今後も、これらの取り組み・強化により、女性従業員比率の向上を目指す。
- 外国人労働者については、外国人技能実習生1名を採用している。2028年までに追加で2名の雇用増加を目指していく。教育については多言語対応可能な従業員による研修やOJTを通じて行っており、将来的に外国人幹部の育成に繋がる取り組みを構築している。
- 高齢者雇用については60歳以上の高齢者は現在2名在籍している。希望者については再雇用制度を完備していることから安心して働くことのできる環境を整備している。

■ 地域食材(柑橘類)を活用した安定的な食料の提供

- 当社では原材料となる柑橘類を主に韓国から仕入れているが、自社でも《YUZUYA FARM》として柑橘類を栽培する農園を経営している。主な柑橘類は柚子、夏みかん、橙であるが、今後は柑橘の種類を増加させ、増産していく体制を整備していく予定である。そこで、自社だけで農園規模を急速に拡大させていくのではなく、自社の十分な農園確保と地域活性化に繋がる取り組みを考案した。それが地域の雇用創出に繋がる高齢化が進む農園の委託業務である。山口県では高齢化が進むと同時に、人口減少が加速している。そこで、柑橘関係を栽培することが困難となった農園を業務委託の形で請け負い、そこで雇用創出に繋げていく地域貢献活動を行っている。当社としては地元での柑橘類を栽培できることに加え、地域雇用を拡大でき、メリットを享受できることに加えて、高齢化が進む農園としては、地元での柑橘類の栽培を継続できるメリットがある。
- 当社の主力製品は柚子や橙を中心とした柑橘果汁であり、継続的な企業努力により代表取締役金史一氏の就任以降、每期15%程度の増産・増収を達成している。今後も農園の拡大と共に、主力製品の増産や販路拡大により安定的な食料の提供を行っていく方針である。

■ アスリート支援

- 当社は企業として、スポーツへの情熱と動力を尊重し、アスリート支援を通じた地域貢献活動を行っている。

① 至誠館大学ゴルフ部

代表取締役である金史一氏の母校である山口県萩市の至誠館大学に対して2024年より寄付を行っている。



添付① 至誠館大学ゴルフ部

② レノファ山口 FC レディース

地元山口県を拠点とするプロサッカーチームであるレノファ山口 FC レディースに対して2024年より寄付を行っている。



添付② レノファ山口 FC レディース旗

③ レストライザック北浦フットボールクラブ

山口県トップレベルの選手を輩出し続けている小中学生対象のサッカークラブであるレストライザック北浦フットボールクラブに対して寄付を行っている。このチームでは山口県内外から多くのチームが集まる交流会も開催されており、地域の交流人口も創出されている。



添付③ レストライザック北浦フットボールクラブ旗

3. 包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	柑橘類果実の栽培、果実及び野菜加工・保存業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、食料、文化と伝統、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、児童労働、自然災害、健康および安全性、水、賃金、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、気候の安定性、水域、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、食料	➤ 各種認証取得や継続による食の安全・安心への取り組み
食料、雇用、零細・中小企業の の繁栄	➤ 地域食材(柑橘類)を活用した安定的な食料の提供
賃金	➤ 従業員給与のベースアップ

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性、社会的保 護	➤ 安全・安心な労働環境の整備
気候の安定性	➤ 電気使用量低減と温室効果ガスの排出量削減への取り組み
水域	➤ 排水の適切な処理
資源強度、廃棄物	➤ 食品廃棄物の抑制並びに食品廃棄物再利用への貢献

ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ・インパクト) 雇用 (ネガティブ・インパクト) 民族・人種平等、年齢差別	➤ ダイバーシティ推進による雇用機会の拡充

【UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの】

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
文化と伝統	事業運営において食の文化・伝統を基礎とした製造方法を活用していないことから特定しない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	働きやすい職場環境の整備、時間外労働の抑制や過重労働の未然防止などに努めており、ネガティブに資するものは無いため特定しない。
児童労働	児童労働に繋がる事業運営は行っていないことから特定しない。
自然災害	事業自体が自然災害の誘発を招くものではないことから特定しない。
水	当社事業は安全な水の供給を阻害するものではないことから特定しない。
食料	当社製品は柑橘類を主原料としたものであり、不健康な食生活に繋がる要因は微小であることから特定しない。
賃金	低収入、不当な賃金格差が発生しないような社内体制が構築されていることから特定しない。
ジェンダー平等	当社の従業員の女性比率は 50%以上であり、既にジェンダー平等が達成されていることから特定しない。
土壌	自社工房での事業運営や、農園運営は土壌汚染の可能性が低いことから特定しない。
生物種、生息地	生息地に破壊による動植物の喪失といった事象は発生する可能性は低いことから特定しない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

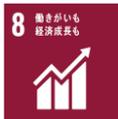
柚子屋本店は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、食料		
取組内容（インパクト内容）	各種認証取得や継続による食の安全・安心への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、FSSC2200 認証を継続する (2017年 FSSC 認証取得) ● 融資期間中、ハラール認証を継続する (2018年 ハラール認証取得) ● 2028年までにコーシャ認証を取得し、以降継続する 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後も継続して食の安全・安心を確保していくためにも食品安全チームを中心とした食品安全マネジメントを徹底し、品質管理を行うことで食品事故を防止する。また当社は海外販売も強化していくため、取得済の FSSC 認証やハラール認証に係る取り組みの高度化を図ると共に、コーシャ認証取得をおこなうことにより更なる販路拡大を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	

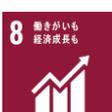
特定したインパクト	食料、雇用、零細・中小企業の繁栄		
取組内容（インパクト内容）	地域食材(柑橘類)を活用した安定的な食料の提供		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、每期主力製品(柑橘果汁)の売上を 15%ずつ向上させる (2023年 柑橘果汁売上 856 百万円) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2024年度に新工場が竣工予定であり、生産能力の向上が見込まれるため、これまで以上に売上拡大が期待できる。これによりサプライチェーン内の中小企業においても原材料出荷額や販売量の増加といった相乗効果が期待できることで繁栄が見込まれる。 ➢ また地域の高齢化で継続困難となった地元の柑橘類農園を業務請負という形で支援し、雇用創出に繋げていく。 		

貢献する SDGs ターゲット	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	

特定したインパクト	賃金		
取組内容 (インパクト内容)	従業員給与のベースアップ		
KPI	● 融資期間中、従業員平均給与を毎年 1.0%以上引き上げる		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は地域の同業界並み以上と認識しているが、毎年 1.0%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図る。		
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、社会的保護		
取組内容 (インパクト内容)	安全・安心な労働環境の整備		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な労働災害発生件数ゼロを維持する (2023 年 重大な労働災害発生件数 0 件) ● 食品事故ゼロを維持する (2023 年 食品事故 0 件) ● 2028 年末までに有給休暇取得率を平均 80%以上とする (2023 年 有給休暇取得率 72%) 		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ また従業員の健康プランの実現を目指す中で、有給休暇取得率や育休取得率の向上を目指し、さらなる働きやすい職場環境作りを行っていく。		

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性		
取組内容(インパクト内容)	電気使用量低減と温室効果ガスの排出量削減への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の太陽光発電システムの稼働を向上させる (2023 年 太陽光発電システム年間発電量 28,978kWh) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状の太陽光発電システムによる年間発電量は 28,978kWh 程度であり、当社の必要電力量の 9%程度を賄っている。今後は新工場への太陽光発電システムの設置も検討しながら、さらなる自社発電を推進し、CO2 排出量削減を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容(インパクト内容)	食品廃棄物の抑制並びに食品廃棄物再利用への貢献		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、食品残渣の再利用率 100%を維持する (2023 年 食品残渣再利用率 100%) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社の廃棄物の大半は製造過程で発生する柑橘類の搾りかすであるが、それらは現状養豚場へ家畜飼料として概ね全て再利用されている。 ➢ 今後は生産量の増加が予想されるため、搾りかすを使用した新商 		

	品の開発などを行うことにより、食品廃棄物削減に寄与していく方針である。		
貢献する SDGs ターゲット	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ・インパクト)雇用 (ネガティブ・インパクト)民族・人種平等、年齢差別		
取組内容(インパクト内容)	ダイバーシティ推進による雇用機会の拡充		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026 年未までに地元採用者を 3 名増加させる (2023 年 地元採用実績 1 名) ● 2028 年未までに外国人労働者を 2 名採用する (2024 年 8 月時点 外国人労働者 1 名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後生産能力を拡充するために新工場の建設が予定されていることから、そこで従事する地元採用を強化する方針である。 ➢ 多言語対応可能な従業員による研修や OJT を年間通じて行っており、将来的に外国人幹部の育成を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

《ポジティブ・インパクト》

- **健康および安全性**
引き続き高品質な食品の開発及び提供を維持・継続する。

《ネガティブ・インパクト》

- **水域**
十分に抑制が図られており、引き続きその取り組みを維持・継続する。

5.サステナビリティ管理体制

柚子屋本店では、本ファイナンスに取り組むにあたり、金史一社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、金史一社長を最高責任者とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 金 史一
(事務局)	代表取締役社長 金 史一
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、柚子屋本店と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、柚子屋本店と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。柚子屋本店は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 白石一真

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190